

**職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集
受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業
者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条
件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事
業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行
う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切
に対処するための指針の一部を改正する件案概要**

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（案）の概要

1. 趣旨

- 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第48条の規定に基づき、同法第33条の5に規定する、職業紹介事業者が事業の運営に当たって、その改善向上を図るために必要な事項等を定めたものである。
- 職業紹介事業者が、求職者に対して金銭等を提供することにより転職を勧奨し、労働市場における需給調整機能を歪めている側面を踏まえ、指針の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

- 指針において、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することにより求職の申込みを勧奨することは好ましくないとしているところ、職業紹介事業者が「お祝い金」その他これに類する名目で求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することにより求職の申込みの勧奨を行ってはならないこととする。

3. 根拠条文

職業安定法第48条

4. 適用期日等

告示日 令和3年3月上旬（予定）

適用期日 令和3年4月1日（予定）